日本労働弁護団東京支部・働く女性の全国センター（ACW 2）共同主催

女性弁護士・女性相談員による「働く女性の労働・セクハラ全国ホットライン」

給与もらえない、休めない，退職させてもらえない，帰れない，
育休明けても戻れない，契約更新してくれない，
納得できない！許せない！

日時：平成25年5月11日(土曜日)：12時～20時

電話番号：①：03-3251-5363
②：03-3251-5364

女性弁護士と女性相談員が労働相談に対応します。ひとりで悩まず相談してください。

相談料は無料、秘密厳守します。

例えばこんなことで困っていませんか？

(> _<)「上司にセクハラされてます。誰にも相談できなくて…」
(T_T)「育休を取りたいと上司に言ったら仕事を辞めてほしいと言われました」
(> _<)「毎日、深夜残業です。残業代もらっていません。身体も壊れそうです」
(> _<)「有期契約をなんども更新。突然、次回の契約更新はなしと言われました」
(-_-)「勤続１０年目のパート。仕事は正社員と変わらないのに給与は新入社員の半分」
(;_;)「正社員には交通費が支給されるのに、契約社員には支給されません」